

【改正】（その他のデリバティブ取引の範囲）

2-3-35 規則第 27 条の 7 第 1 項第 7 号《その他のデリバティブ取引》に規定する取引（以下 2-3-36 までにおいて「その他のデリバティブ取引」という。）は、基本的には、以下に掲げる要件の全てを満たす取引をいう。

- (1) その価値が、特定の金利、有価証券の価格、現物商品の価格、外国為替相場、各種の価格又は率の指数、信用格付け、信用指数その他これらに類する変数（以下この節において「基礎数値」という。）の変化に反応して変化し、かつ、想定元本又は決済金額のいずれか又はその両方を有する取引であること。
- (2) 当初純投資が不要であるか、又は同一の効果若しくは成果をもたらす類似の一般的な取引と比べ当初純投資をほとんど必要としない取引であること。
- (3) 当該取引に係る契約の条項により純額決済を要求又は容認する取引（次の取引を含む。）であること。

イ 例えば、市場において当該取引に係る契約の転売又は当該契約と反対の契約の締結が容易である場合のように、契約に定められている条項以外の方法で実質的な純額決済が容易にできる取引

ロ 資産等の引渡しを定めていても、例えば、当該資産等が市場において売買される有価証券又はデリバティブ取引（規則第 27 条の 7 第 1 項第 1 号から第 6 号まで《デリバティブ取引の範囲》に掲げる取引をいう。）である場合のように、その資産等が容易に換金できることによって、純額決済の取引と実質的に異なる状態に置くことができる取引

① 想定元本とは、通貨の金額、株式の数、重量若しくは容積その他の単位の数値をいう。以下この章において同じ。

2 決済金額とは、基礎数値があらかじめ定めたとように変動した場合に支払われることとされている固定又は変動の金額についての取決めに係る金額をいう。

3 本文の(1)から(3)までの要件の全てを満たす仮想通貨に係る変数が基礎数値である取引は、「その他のデリバティブ取引」に該当することに留意する。

4 本文の(1)から(3)までの要件の全てを満たす有価証券の売買契約に係る取引であっても、約定日から受渡日までの期間がおおむねその受渡しに通常要する期間となっているときは、当該売買契約に係る取引は「その他のデリバティブ取引」に該当しないことに留意する。

【解説】

- 1 法人税法におけるデリバティブ取引とは、金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値との差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引をいい、具体的には、法人税法施行規則第 27 条の 7 第 1 項各号《デリバティブ取引の範囲等》にその範囲が定められているが、同項第 7 号では「前各号に掲げる取引に類似する取引」と規定されているのみであることから、令和元年度の税制改正により仮想通貨について法人税法に定められたことに伴い、仮想通貨に関する取引についてデリバティブ取引に該当するものがあることを本通達において明らかにしている。

- 2 ところで、仮想通貨に係る取引には、いわゆる仮想通貨 FX 取引や仮想通貨先物取引と呼ばれるものがある（これらは証拠金取引といわれるものである）が、これらがデリバティブ取引に該当するのか、法人税法第 61 条第 7 項にいう仮想通貨信用取引に該当するのかという点が実務上は問題となる。この点について、いわゆる仮想通貨 FX 取引や仮想通貨先物取引は、仮想通貨そのものを取引するのではなく、一般的に、仮想通貨の価格の変動に応じてその価値が変化し、証拠金の数倍の金額の取引を行うことが可能であり、いわゆる差金決済とされていると考えられることから、本通達（注）3 にいう取引に該当し、仮想通貨信用取引ではなく、デリバティブ取引に該当すると考えられる。
- 3 なお、連結納税制度においても同様の取扱い（連基通 2－3－31）を定めている。